

今後の社会制度のあり方

- ・ 貧困支援活動を行っている民間と行政，そして民生委員などの地域組織間の情報交換が行えるような体制を構築すべきであるがどうか。
- ・ 社会が個人の命を守る姿勢を示すような生活保護制度にするべく国に強く主張すべきであるが市長の見解はどうか。

〔市長答弁〕

伊勢志穂議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに，市民への支援活動を行っている民間団体等との情報交換が行えるような体制の構築についてであります。民生委員との情報交換については，定期的に民生委員協議会等の場において行っているところであり，民間との情報交換については，これまでもホームレスの支援団体との情報交換を実施しているところがあります。今後，さらに先進他都市の状況等を参考にしていきたいと思います。

次に，社会が個人の命を守るという姿勢を示すような生活保護制度にすべきである旨，国に対して主張すべきとのことではありますが，少子高齢化や家族形態の変化など，現在の社会経済構造に対応した将来を見据えた生活保護制度，になることや，今回の大震災で被災された方々が生活困窮に陥ることが懸念されます。ことから，国と地方の協議の場等において十分協議し，都市自治体の意見を尊重して，国として十分な対応を行うよう，全国市長会を通じて国へ提言しているところがあります。

今後におきましても，生活保護制度が，最後のセーフティーネットとして，制度の趣旨に沿って最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長するために適正な保護が実施されるよう，全国市長会を通じて国へ提言していきたいと思います。

復興支援について

来年度の「盛岡市かわいキャンプ」の運営についてどのように考えているのか。

「もりおか復興支援センター」及び「デリバリーサ

ービス」の事業評価と来年度の計画を示せ。

〔市長答弁〕

次に来年度の「盛岡市かわいキャンプ」の運営についてですが、7月の開所以来、現在まで延べ5,000名ほどのボランティアの休憩・宿泊等に利用されており、ボランティアキャンプの拠点施設としての役割を果たしてきたものと考えております。現在、沿岸被災地では、がれきの撤去から、仮設住宅に入居した被災者を対象としたサロン活動のお手伝いや写真洗浄などへボランティア支援が移行しており、今後も関係機関と協議して、沿岸被災地におけるボランティアニーズに適切に対応できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に「もりおか復興支援センター」の事業についてですが、7月の開所以来、12月3日まで7,399名にのぼる多くの皆様にご利用いただいております。被災者等の相談、支援物資の提供、サロン活動、沿岸被災地の情報提供などを行うとともに、避難者のお宅への戸別訪問を実施しており、避難された皆様に必要なとされている支援サービスの提供は行われてきたものと考えております。

また「デリバリ」サービスの事業についてですが、「被災地女性自立のためのデリバリーケアプロジェクト」事業として、3市町村において商店街から遠く離れた自宅や仮設住宅にお住まいの方を対象に、食料品や日用品の買い物代行や安否確認を行っているものでございます。8月から事業を開始し、利用者は11月末時点で69人、利用回数は延べ400回ありますが、徐々に増えてきているところでございます。被災者の要望に沿う個別支援でありますことから、利用者からも好評をいただいているところでございます。

今後も被災された皆様に寄り添ったきめ細やかな支援の提供に努め、新たなニーズにも柔軟に対応できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

社会保障制度について

(1) 盛岡の生活保護の実態

・保護受給者の現況に対する評価はいかがか。

- ・ 保護申請についての考え方，昨年度と今年度の申請状況はどうか。
就労支援の対象とならない場合の理由はどうなっているか。
- ・ 就労支援の対象者数はどれくらいか。
- (2) 今後の社会保障制度のあり方
 - ・ 生活保護申請を抑制する動きはないか。
 - ・ 市民への制度の周知についての見解はどうか。
 - ・ 70 歳代の場合の適用となる目安，持家がある場合の取扱いはどうか。
 - ・ 生活保護世帯の担当状況はどうなっているか。
 - ・ パーソナルサポート事業を実施していただけないか。
 - ・ 生活保護受給者に関するクロス集計を取るべきであるかどうか。

〔保健福祉部長答弁〕

生活保護世帯の現況に対する評価についてですが，厚生労働省社会・援護局関係主管課基会議等で示された国の分析によりますと、高齢社会の進行に加え，失業者の増加なぜの雇用情勢，世帯構造の変化による家族のつながりの希薄化等が増加の要因となっているものとされており，当市においても同様の状況であると認識しております。

また，今後の見通しについては，現在の経済・雇用情勢が長期化の様相を呈しており，当面は増加傾向が続くものと推測しているところであります。

次に，生活保護の申請にかかる考え方についてであります。保護の面接相談にあたっては，生活保護制度が正しく理解されるよう十分な説明を行うとともに，相談内容に応じた懇切丁寧な対応に努め，申請権を侵害することのないよう留意しているところであります。

また，昨年度と今年度の相談及び申請の状況についてであります。昨年度は相談件数は 1,936 件，申請件数は 790 件で，申請割合は 40.8%となっており，今年度は，11 月末現在で相談件数は 1,177 件，申請件数は 429 件で，申請割合は 36.4%となっております。

次に、就労支援の対象についてであります
が、高校生を除く 15 歳以上 65 未満の者で、傷病、障害、家族の介護等の就労阻害要因のない者を対象としておりますが、うつ病等の精神疾患を有し、医師が就労困難と診断している場合には対象から除外することとなります。

次に、就労支援の対象者数についてであります
が、12 月 1 日現在では稼働年齢層のうち就労阻害要因のない者は 1,192 名であり、既に就労している 454 名を除いた 738 名が就労支援の対象者となり、そのうち 258 名が就労支援プログラムに参加しているところであります。

次に、生活保護申請の抑制の件についてであります
が、生活保護の適用は、利用する資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、申請後、調査を行い保護の決定を行うこととなりますが、申請の段階において、申請意思が示された場合には、全て受理しているところであります。

なお、扶養調査については、生活保護法及び保護の実施要領に基づき、生活保護の要件として、2 親等以内の扶養義務者に対し扶養の可否を調査しているところであります。

次に、市民への生活保護制度の周知について
であります。現在、市のホームページへの掲載のほか、庁内各課や関係機関の窓口職員の周知、民生委員の相談活動により周知に努めているところであります。

次に、70 歳代の具体的な事例について
あります。生活扶助費月額 68,950 円に住宅費 31,000 円を上限とした実額を加えた金額が最低基準生活費となりますことから、年金等の収入金額がこれを下回る場合には保護が適用され、差額が支給されることとなります。

なお、11 月から 3 月までの冬季期間につき
ましては、冬季加算月額 15,840 円が加算され
こととなっております。

また、持家に居住している場合については、
土地の処分価値が最低基準生活費の 10 年分相当額、当市の場合は約 2,500 万円以下の場合に

については居住用資産として保有をととなります。
なお、所有している方が 65 歳以上の被保護者の場合は、土地の処分価値が 500 万円を超過する場合には、要保護者向け長期生活支援資金貸付制度を活用することとなりますが、貸付の決定までの期間は生活保護が適用されるものであります。

次に、生活保護世帯の担当状況についてであります。12 月 1 日現在の被保護世帯数は、3,638 世帯で、ケースワーカーが 35 名となっておりますことから、平均担当世帯数 104 世帯で、最多の担当世帯数は高齢者世帯担当の 179 世帯となっております。

次に、パーソナルサポート事業の実施についてであります。現在、特定非営利法人いわて生活者サポートセンターの一部門である、「これからのくらし仕事支援室」による「いわて求職者個別支援モデル事業」が実施されており、この業務を効果的に行うために「これからのくらし仕事支援協議会」が組織されております。この協議会は、岩手県保健福祉部、商工労働観光部、盛岡職業安定所、岩手県社会福祉協議会をはじめ当市も構成員となっており、現在、協議会の一員としてパーソナルサポート事業に取り組んでおりますことから、現段階で市としての申請は予定していないところであります。次に、生活保護受給者に関するクロス集計についてであります。現在、保護の種類別世帯数や人員、世帯類型別及び労働類型別被保護世帯数等についての国の方針に基づく統一的な集計は行っておりますが、クロス集計については、必要に応じて、その都度データを収集しているところであり、今後、電算システムによる集計について、その必要性も含めて研究してまいります、と存じます。

復興支援について

今回の震災について記録を残しておく事業を行うてはどうか。

盛岡市内に進学する被災者の家賃の一部を補助する

ことはできないか。

〔総務部長答弁〕

今回の災害の記録を残すことについてですが、このたびの未曾有の大災害に際しては、行政のみならず NPO、企業、市民ボランティアなど多様な主体が復旧・復興活動にあたり、多くの貴重な経験と情報が蓄積されているものと存じております。復興に向けては、今後息の長い支援が必要であること及びやがてまた発生するかもしれない災害に対して備えるという観点からも、今回の復旧・復興の記録を残しておくことは意義のあることと認識しております。

また、盛岡市内に進学する被災者に対する支援についてですが、県内において大学、専門学校などが集積し、毎年度多くの生徒、学生を受け入れている本市が、復興を担う人材を育成するという観点からも、果たせる役割は少なくないものと存じております。

ご提案いただきました事業につきましては、沿岸市町村を始めとする関係機関とも意見を交しながら、支援、ニーズを把握し、次年度の事業展開を検討してまいりたいと存じます。